

☆「子ども手当」についてのお知らせ ……	P 2
☆行財政改革の進捗状況について ……	P 8～9
☆市職員募集 ……	P 10
☆うかいシーズンスタート ……	P 12

## きらめき創造 大洲市

—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

題字：喜多小学校4年（現 5年） 古川 貴大 さん



4月29日(木)、ポコペン横丁で「青空小学校」が開校しました。  
 (関連記事を19ページに掲載)

# 「子ども手当」についてのお知らせ

4月から子ども手当制度が開始されました。

## 制度の趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親などに支給します。

## 支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日まで（中学校修了まで）の間にある子ども

## 手当の額

月額1万3千円

## 手当の支払期日

6月、10月、2月に前月分までの手当を支払います。

## 受給資格者

支給対象児童を養育している父母のどちらかで、恒常的に収入が多い、保険・所得税において支給対象児童を扶養しているなど、客観的に見て支給対象児童に対する養育費を多く負担している人。

※諸事情により父母が支給対象児童を養育していない場合は、この限りではありません。

## 支給を受けるための手続き

手当の支給を受けるためには、養育者の住民票所在地の市区町村で申請（認定請求・額改定請求）を行う必要があります。公務員の人は職場で、外国人の人は外国人登録原票に記載されている住所地で申請してください。

### ＜手続きが必要な人＞…4月に申請書を送付しています。

○平成22年3月31日の時点において、支給対象児童を養育している人で、児童手当を受給していない人

○平成22年3月31日の時点において、児童手当を受給している人で、支給対象児童が増加する人（中学校2・3年生を養育している人）

### ＜手続きが不要な人＞

○平成22年3月31日の時点において、児童手当を受給している人で、支給対象児童数などに変更がない人（中学校1年生以下の子どものしかいない人）

○平成22年3月中に児童手当認定請求・額改定請求をした人で、3月申請時の内容と変更のない人

### 申請に必要なもの

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・請求者本人の健康被保険者証の写し（国民健康保険以外の場合）
- ・請求者名義の振込口座の写し

・その他、必要に応じて提出する書類があります。

## 申請場所

社会福祉課、長浜・肱川・河辺の各支所市民福祉課

## 申請期限

9月30日(木) 当日消印有効

※この期限を過ぎると、4月に遡及しての支給が受けられなくなり、請求書を提出した月の翌月分からの支給になります。

※4月1日以降の出生、転入などの異動による届出の期限は、当該事由が発生した翌日から15日以内となります。15日を過ぎますと、手当の支給を受けられない月が発生することがありますのでご注意ください。

## 6月は「子ども手当現況届」

子ども手当の認定を受けた人へ「子ども手当現況届」を6月上旬に送付します。6月末までに必要事項をご記入の上、社会福祉課、各支所市民福祉課または各連絡所に提出してください。**期限内に現況届を提出されない場合は、6月分以降の手当の支払いが停止されます。**必ず期限内に提出してください。

子ども手当現況届は、受給者の6月1日現在の養育状況や加入年金制度を確認するためのものです。

## 子ども手当現況届Q & A

**問** 現況届はみんな必要なの？

**答** 平成22年度については、平成22年3月以降に新規認定請求をした人以外は全員提出が必要です。※ただし、平成22年3月以降に新規認定請求をした人でも、加入年金制度や子どもの養育状況に変更がある人は**本人から申し立て**をしていただく必要があります。

**問** 現況届の書類はどうしたらもらえるの？

**答** 対象者に郵送でお届けします。6月中旬を過ぎても書類が届かない場合は、社会福祉課か長浜・肱川・河辺の各支所市民福祉課までご連絡ください。

**問** 現況届に添付する書類はあるの？

**答** 国民健康保険以外の人は受給者本人の保険証の写しが必要です。

## 【問い合わせ先】

社会福祉課	☎24-2111（内線186）
長浜支所市民福祉課	☎52-1113（係直通）
肱川支所市民福祉課	☎34-2311（内線226）
河辺支所市民福祉課	☎39-2111（内線124）

地デジ・人権擁護委員

# 地デジ放送受信のための準備はお済みですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない世帯に対して、簡易チューナーの無償給付、また必要な場合にはアンテナの無償改修(工事費含む)の支援を行います。

支援を受けられるのは、次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除になっている世帯です。

①生活保護などの公的扶助を受けている世帯

②障害を有する人がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯(世帯分離したご家族が、同一住所地にいる場合は、その人も含み世帯とみなします。)

③社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込まれている世帯

※既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、本支援の対象になりません。

平成22年度の支援受け付けは**7月2日(金)**までとなっておりますので、お早めにお申し込みください。

**【問い合わせ先】**

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570・033840

受付時間

平日

午前9時～午後9時

土・日・祝日

午前9時～午後6時

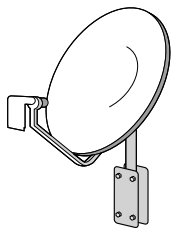
**社会福祉課**

☎2111

生活保護係(内線182)

障害福祉係(内線173)

をもち込まれている世帯



平成22年度啓発活動重点目標

## 「みんなで築こう 人権の世紀」

—考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心—

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人権擁護委員は、私たちの街の相談パートナーです。

離婚など家庭内の問題、いじめ、隣近所のもめごとなど、人権問題でお困りの人は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局までご相談ください。

4月1日付けで法務大臣から、左記のみなさんが大洲市の人権擁護委員に委嘱されました。

**松岡 強(再任)**  
**松田 智子(新任)**  
**高橋サエ子(新任)**

**【大洲市の人権擁護委員】**

氏名	住所
上野 マリエ	大洲
松田 智子	西大洲
上田 弘	若宮
谷本 京子	平野町平地
松岡 昇平	成能
佐川 文彦	新谷町
松岡 強	八多喜町
下田 美澄	長浜町下須戒
矢間栄津美	長浜町今坊
富永 武雄	肱川町大谷
上岡 時子	肱川町名荷谷
福見都志子	河辺町川崎
高橋サエ子	河辺町三嶋

**【人権擁護委員の日】**人権問題に関する**12時間電話相談開設**のお知らせ

**【相談内容】**

差別待遇、いじめ、プライバシーの侵害など、家庭および近隣関係などに関するあらゆる相談。  
※無料で予約は要りません。  
※秘密は厳守されます。

**【日時】**

6月1日(火)  
午前9時～午後9時

**【電話番号】**

☎0120・459・737

※携帯電話からの相談も可能です。

**【担当者】**

人権擁護委員、法務局職員

**【主催】**

松山地方法務局、愛媛県人権擁護委員連合会

**【問い合わせ先】**

人権啓発課  
☎2111(内線540)

